資料１－１
全国的な学力調査に関する専門家会議（令和８年度第４回）
2026 年 11 月 26 日（木）15:00～15:30

令和９年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（案）

令 和 ８ 年 12 月　　日
文　部　科　学　省

Ⅰ．調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

Ⅱ．調査の名称

令和９年度全国学力・学習状況調査

Ⅲ．調査の構成

悉皆調査に加えて、抽出した学校を対象とする経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

Ⅳ．悉皆調査

１．調査の対象等

（１）調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア　小学校調査

小学校第６学年、義務教育学校前期課程第６学年、特別支援学校小学部第６学年

イ　中学校調査

中学校第３学年、義務教育学校後期課程第３学年、中等教育学校前期課程第３学年、特別支援学校中学部第３学年

（２）障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字、拡大文字、ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定などの配慮を可能とする。

また、中学校調査の国語において、聴覚障害により音声を活用した問題の実施が難しいと判断される生徒については、各学校の判断により、聴覚障害用の問題を使用することを可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下のア又はイの事由がある児童生徒は当該事由に係る教科について、原則として調査の対象としない。

ア　下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

（３）日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。また、国語又は算数・数学の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

２．調査事項

（１）児童生徒に対する調査

ア　教科に関する調査

（ア）小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。

（イ）児童生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（MEXCBT）によるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。ただし、１．（２）の点字問題については、冊子を用いることを基本とする。

（ウ）出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

（エ）出題形式について、記述式の問題を一定割合で出題する。

（オ）各教科の出題には、学力の状況や変化を正確に把握することを主目的とする非公開問題を含む。

（カ）小学校調査及び中学校調査の国語では、紙による資料を参照して解答する問題を出題する。また、中学校調査の国語では、一部音声を活用した出題を行う。

イ 児童生徒質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒が活用するICT端末等を用いたCBTで実施する。ただし、１．（２）の点字問題については、冊子を用いることを基本とする。

（２）学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

３．調査実施日等

（１）調査時間及び調査実施日

小学校調査及び中学校調査のそれぞれにおいて、各教科は原則として同一の調査実施日に実施する。なお、各教科の実施順序は、各学校の判断によるものとする。

ア 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙１）

（ア）小学校調査

① 国語及び算数に係る調査時間は、それぞれ45分とする。調査実施日は、令和９年４月20日火曜日から同月23日金曜日までの間（以下、小学校調査において「通常実施期間」という。）で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。また、不測の事態により通常実施期間に実施できなかった学校は、同月26日月曜日から同月28日水曜日までの間（以下、小学校調査において「予備日」という。）に実施する。

② 児童質問調査の調査実施日は、令和９年４月20日火曜日から同年５月10日月曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

（イ）中学校調査

① 国語及び数学に係る調査時間は、それぞれ50分とする。調査実施日は、令和９年４月13日火曜日から同月16日金曜日までの間（以下、中学校調査において「通常実施期間」という。）で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。また、不測の事態により通常実施期間に実施できなかった学校は、同月19日月曜日から同月21日水曜日までの間（以下、中学校調査において「予備日」という。）に実施する。

② 生徒質問調査の調査実施日は、令和９年４月13日火曜日から同月30日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ 学校質問調査

小学校、中学校ともに、令和９年４月１日木曜日から同月23日金曜日までの間で各学校が希望する日とする。

（２）児童生徒に対する調査に係る後日実施

ア （１）アのそれぞれの調査実施日（予備日を含む。）に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により実施できなかった児童生徒については、各教育委員会及び学校等の判断により、イに定める後日実施期間に調査を実施することができる。

イ 後日実施期間は、教科に関する調査については、小学校調査は令和９年４月30日金曜日から同年５月10日月曜日まで、中学校調査は同年４月22日木曜日から同年５月10日月曜日までとし、児童生徒質問調査については、（１）アのそれぞれの調査実施日の翌日から同年５月10日月曜日までとする。

（３）調査の実施場所

教科に関する調査及び児童生徒質問調査については、（１）アのそれぞれの調査実施日（予備日を含む。）にあっては、原則として学校での実施とし、（２）イの後日実施期間にあっては、学校外での実施も可能とする。

（４）集計の対象及び解答内容・回答内容の取扱い

文部科学省が調査結果を示すにあたっては、以下の取扱いとする。

ア 教科に関する調査については、（１）アのそれぞれの調査実施日（予備日を含む。）に実施された調査の結果を全国値及び都道府県等別の集計の対象とする。

イ 教科に関する調査で、（２）イの後日実施期間に実施された調査の結果については、全国値及び都道府県等別の集計の対象には含めないが、採点及び調査結果の提供の対象とする。

ウ 児童生徒質問調査については、（１）アのそれぞれの調査実施期間及び（２）イの後日実施期間に実施された調査の結果を全国値及び都道府県等別集計の対象とし、調査結果の提供の対象とする。

（５）調査問題等の公表

文部科学省は、（１）アのそれぞれの調査の予備日最終日の夕刻を目途として、調

査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する（非公開問題に関するものを除く）。

（６）調査実施に向けた今後の主なスケジュール

別紙２のとおりとする。

４．調査の実施体制等

（１）調査の参加主体と実施系統（調査の実施系統図は別紙３）

ア　調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ　調査の参加主体は学校の設置管理者（都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等）（以下単に「設置管理者」という。）とする。

ウ　設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

エ　学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ　都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市区町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

カ　都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

（２）調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和９年３月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

５．調査結果の取扱い

文部科学省は、本調査を通じて、学習指導要領の理念が浸透し学力の状況に反映されているか等を把握・分析するとともに、児童生徒の学習の改善に関する取組や、指導方法や教員配置等の改善に向けた教育施策の充実へとつなげることができるよう、以下のとおり、調査結果を示して公表するとともに、各教育委員会及び学校等に対して、調査結果等を提供する。調査結果の示し方に関しては、CBTやIRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）の意義を最大限反映させ、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる結果の示し方となるようにする。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

（１）調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等

を示す。

ア　教科に関する調査の結果

（ア）各教科に係る問題の全体のIRTスコア等

（イ）以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

①　都道府県教育委員会

②　都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③　指定都市教育委員会

④　市区町村教育委員会

⑤　学校

⑥　児童生徒

（ウ）各教科の公開問題の設問ごとの正答率等

（エ）各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ　児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果

（ア）児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

（イ）児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRTスコア等との相関関係の分析

ウ　その他調査の目的の達成に資する分析

（２）文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果をホームページに公表する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙４）。

ア　以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記５．（１）ア及びイで示した結果のうち、別紙４に定めるもの。

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ　上記５．（２）ア（イ）から（エ）までの区分についての、以下の（ア）から（エ）までの分析資料。なお、本資料は、各都道府県・指定都市を単位とする各教科に係る問題全体のIRTスコアの散らばりに関する解釈も含め、当該公表を通じて調査結果を正確かつ効果的に示し、各都道府県・指定都市ごとの状況を多面的に解釈することを目的としている。

（ア）分布や習熟度に目配りした統計表やグラフ

（イ）学力や質問調査結果の状況を示す散布図

（ウ）教科の傾向や児童生徒質問の領域別の特徴を把握するための結果チャート

（エ）都道府県・指定都市別結果等を文章で説明するノート

ウ　教科に関する調査の解答状況及び児童生徒質問調査、学校質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校及び設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

エ　その他調査の目的の達成に資する分析

（３）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア　文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校等に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

①　当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

②　域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③　域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）が設置管理する学校全体の状況

④　域内の市区町村教育委員会ごとに、当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤　域内の市区町村教育委員会ごとに、当該市区町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（イ）市区町村教育委員会

①　当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

②　当該市区町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

①　当該学校全体の状況

②　各学級の状況

③　各児童生徒の状況

④　各児童生徒に関する個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ　各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

（４）調査結果等の公表及び提供時期

ア　文部科学省は、児童生徒の学びへの還元を最優先に、学校への結果返却時期を設定するとともに、学校への返却内容を同時期に教育委員会にも提供する。

イ　国による結果公表は、複数回に分けて実施し、全国データに基づく分析結果をより効果的に発信するとともに、各都道府県・指定都市の主体的な分析期間を確保できるスケジュールで都道府県・指定都市別データを公表する。

（５）調査結果の活用

ア　各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等において、必要な体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証することで、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

（イ）各学校において、調査結果を踏まえ、各児童生徒の学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

（ウ）各教育委員会において、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援や、優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法の周知を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

（エ）文部科学省において、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。

イ　各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

（ア）文部科学省において、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科のIRTスコア等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は公的機関の職員等に貸与し、学術研究の振興又は施策の推進のために活用すること。

（イ）各教育委員会及び学校等が、調査の目的の達成に資するよう調査結果等の活用を図るため、その提供を受けることを希望する関係機関、その貸与を受けることを希望し、又はその貸与を通じて分析に係る研究を委託する研究機関等に対して、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供又は貸与すること。

（ウ）各教育委員会及び学校等が、主体的にそれぞれの状況に応じた調査結果の分析・活用に取り組むことができるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）等の法令を踏まえつつ、各学校の設置管理者の適切な判断の上、分析を行えるツール等の活用や、他の調査結果と連携させた分析等に取り組むこと。

（エ）各学校において、個人情報保護法等の法令を踏まえつつ、各学校の設置管理者の適切な判断の上、例えば、児童が進学する学校に保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、小学校調査の結果を送付するなど、調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むこと。

（６）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、各教育委員会及び学校等が調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、各教育委員会及び学校等が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア　各教育委員会及び学校等による調査結果の公表

（ア）都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市区町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

①　自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

②　域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市区町村教育委員会の同意を得た場合は、（エ）に基づき、当該市区町村名又は当該市区町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市区町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市区町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③　①又は②に基づき個々の市区町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④　自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市区町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

①　当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

②　自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③　自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均IRTスコアや公開問題の正答率などの数値のみの公表は行わず、文部科学省から公表される分析結果や、国立教育政策研究所が公表する報告書等で示す学習指導の改善・充実方策も参考として、調査結果について多面的に分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、調査結果を多面的に解釈することができる示し方となるよう工夫すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ （ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市区町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均IRTスコアや公開問題の正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

（オ）教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、それぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

（ア）文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第５条第６号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

（イ）教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支

障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

6．調査実施に当たっての相談体制

（1）設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

（2）文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7．留意事項

（1）各教育委員会及び学校等における調査の実施等

ア　各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること 。

イ　各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

ウ　各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

（2）教科に関する調査問題の取扱い

教科に関する調査は複数の調査日に分散して実施されるとともに、２．（１）ア（オ）のとおり、調査問題には非公開問題が含まれている。将来にわたって学力の推移を正確に把握していくため、非公開問題の一部は翌年度以降の調査においても使用されることから、各教育委員会及び学校等においては、調査の実施期間中及び終了後に問題の内容が拡散されることのないよう留意し、調査マニュアルを遵守すること。

（3）個人情報の保護等

ア　文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査の実施に当たって、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ　文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、各設置管理者及び各学校等から児童生徒の識別番号の情報を取得して調査結果等と照合する等によって、個々の児童生徒を識別することは行わないこととする。

ウ　各教育委員会及び学校等は、調査の実施や調査結果の活用等に当たって、児童生徒の個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法等に基づき、適切に取り扱うこと。特に、調査結果の活用に際しては、児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データについて、「教育データの利活用に係る留意事項（第４版）」（令和8年４月更新）も踏まえ、適切に取り扱うこと。

（4）教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、各教育委員会及び学校等の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。なお、調査の実施に必要な操作練習等の準備時間については、教科に関する調査に係るものは当該教科の授業時数の一部として、児童生徒質問調査に係るものは特別活動（学級活動）の一部として、それぞれ取り扱うことを可能とする。

ア　教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

（ア）小学校調査

国語、算数：それぞれ１単位時間相当

（イ）中学校調査

国語、数学：それぞれ１単位時間相当

イ　児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

Ⅴ．経年変化分析調査

１．調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

２．調査の対象

（１）文部科学省が調査対象として抽出した国・公・私立学校において、以下の学年の原則として全ての児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学附属学校を含むものとする。

ア　小学校調査

小学校第６学年、義務教育学校前期課程第６学年、特別支援学校小学部第６学年

イ　中学校調査

中学校第３学年、義務教育学校後期課程第３学年、中等教育学校前期課程第３学年、特別支援学校中学部第３学年

（２）特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下のア又はイの事由がある児童生徒は当該事由に係る教科について、原則として調査の対象としない。

ア　下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

（３）右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上であって、英語の「聞くこと」及び「話すこと」の調査の実施が難しいと判断される生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないことができる。

３．調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度、平成28年度、令和３年度及び令和６年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

（１）小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

（２）出題範囲は、Ⅳ．悉皆調査　２．（１）ア（ウ）と同様とする。

（３）出題形式は、Ⅳ．悉皆調査　２．（１）ア（エ）と同様とする。英語においては、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」に関する問題を出題し、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式とする。

４．調査実施方式

国語、算数・数学、英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」はいずれも、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）もしくはCBTで実施する。また、英語「話すこと」は、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の実施方式に関わらず、全てCBTで実施する。対象校においては、原則PBTもしくはCBTのいずれか一方の方式で実施するが、どちらの方式で実施するかは、文部科学省が指定する。

５．調査実施日等

（１）調査実施日（調査の時間割モデルは別紙５）

調査の実施日は、令和９年５月11日火曜日から同月28日金曜日までの間で、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。ただし、対象学校の事情に応じ、同年６月４日金曜日までの間で、文部科学省が指定する日に実施することを可能とする。

ア　小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか１教科を40分で実施する。対象教科は、文部科学省から指定する。

イ　中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか１教科を実施する。対象教科は、文部科学省から指定する。調査時間は、国語及び数学においては、それぞれ45分とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は、準備や移動を含め、標準的には15～20分程度で終了する設計とする。また、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、１学級を数回に分けて実施することを基本とする。

（２）調査実施に向けた今後の主なスケジュール

別紙６のとおりとする。

６．調査の参加主体と実施系統

調査の参加主体と実施系統は、Ⅳ．悉皆調査　４．（１）と同様とする（調査の実施系統図は別紙７）。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

７．調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及

び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

（1）調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、具体の問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかにホームページに掲載する。

（2）調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は公的機関の職員等に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することができる。

（3）文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、Ⅳ．悉皆調査　５．（6）イ（ア）と同様とする。

8．調査実施に当たっての相談体制

Ⅳ．悉皆調査　６．と同様とする。

9．留意事項

（1）対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア　対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ　対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ　対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ　対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

（2）個人情報の保護等

Ⅳ．悉皆調査　７．（3）と同様とする。

（3）教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。なお、調査の実

施に必要な操作練習等の準備時間については、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア　小学校調査　国語又は算数：１単位時間相当
イ　中学校調査　国語又は数学：１単位時間相当
　　外国語：1.3単位時間相当

（4）障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

また、中学校調査の英語において、聴覚障害により音声を活用した問題の実施が難しいと判断される生徒については、対象学校の判断により、「聞くこと」を除いた問題冊子又は問題プログラムを使用すること、「話すこと」に関する問題でスクリプト表示問題を使用することなどの配慮を可能とする。

（5）日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

Ⅳ．悉皆調査　１．（３）と同様とする。

（6）調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

（7）調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和９年４月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

Ⅵ．保護者に対する調査

１．調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

２．調査の対象

経年変化分析調査の対象となる児童生徒の保護者。

３．調査事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問調査を実施する。

４．調査実施方式

スマートフォン等によるオンライン方式での回答を原則とする。ただし、家庭のネットワーク環境、利用可能な端末その他の事情によりオンライン方式による回答が困難な保護者については、冊子を用いた筆記方式での回答を可能とするなど、回答機会の確保に配慮する。

5．調査実施日

調査実施は、令和９年５月11日火曜日から６月４日金曜日までの期間とする。

6．調査の参加主体と実施系統

調査の参加主体と実施系統は、Ⅴ．経年変化分析調査６．と同様とする。

7．調査結果の取扱い

（1）調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかにホームページに掲載する。

（2）調査結果の活用

調査結果の活用については、Ⅴ．経年変化分析調査７．（2）と同様とする。

（3）文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、Ⅳ．悉皆調査　５．（6）イ（ア）と同様とする。

8．調査実施に当たっての相談体制

（1）設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

（2）文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者、学校及び保護者等からの問合せやオンラインによる回答状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9．留意事項

（1）対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア　対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ　対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ　対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者

等の関係者に周知すること。

エ　対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

（2）個人情報の保護

Ⅳ．悉皆調査　７．（３）と同様とする。

（3）日本語が不自由な保護者に対する配慮

日本語の読解に配慮が必要な保護者については、必要に応じて、ルビ振り調査票の使用などの配慮を可能とする。

（4）外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

日本語による回答が困難であり、外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピノ語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査票の使用などの配慮を可能とする。

（5）調査マニュアルの作成・配布

Ⅴ．経年変化分析調査９．（７）と同様とする。

（別紙１）

令和９年度全国学力・学習状況調査の調査実施日等と時間割のモデル

○通常実施期間及び予備日

教科に関する調査

小学校（国語、算数）

【通常実施期間】令和９年４月 20 日（火）～ 23 日（金）

【予備日】　　令和９年４月 26 日（月）～ 28 日（水）

中学校（国語、数学）

【通常実施期間】令和９年４月 13 日（火）～ 16 日（金）

【予備日】　　令和９年４月 19 日（月）～ 21 日（水）

児童生徒質問に関する調査

【通常実施期間】令和９年４月 20 日（火）～ ５月 10 日（月）（児童質問調査）

令和９年４月 13 日（火）～ 30 日（金）（生徒質問調査）

○後日実施期間

教科に関する調査

小学校（国語、算数）　４月 30 日（金）～ ５月 10 日（月）（学校外での実施も可能）

中学校（国語、数学）　４月 22 日（木）～ ５月 10 日（月）（学校外での実施も可能）

児童生徒質問調査

調査実施日翌日 ～ ５月 10 日（月）（学校外での実施も可能）

※教科に関する調査及び児童生徒質問調査は、CBT で実施する（点字問題を用いる場合を除く。）。小学校国語及び中学校国語では、紙配付資料を参照しながら端末上で解答する問題を含む。

※以下の時間割は一例である。原則として、学校に指定された調査実施日に２教科を実施し、国語と算数・数学の実施順序は学校の状況に応じて決定できる。２グループに分け、一方が国語、他方が算数・数学を実施して入れ替えて実施する方法も可能である。

※各教科調査の直前に操作練習（５分程度）を行い、必要なログイン時間、休憩時間等を確保する。児童生徒質問調査は、指定された実施日に応じて、教科調査と同一日又は別日に実施することができる。

※ネットワーク環境等の理由により、学年全体で同じ時間に調査を実施するのが困難な場合は、例えば、学級ごとに分散して実施することが考えられる。その場合、クラスごとに休憩時間をずらして設定するなど、先に調査を実施した児童生徒が後から実施する児童生徒と接触しないようにするための配慮を、各学校で適切に行うこと。

１．小学校

A．通常実施をする学校

○調査実施日（４月 20 日～23 日のうち事前に学校ごとに指定された１日）

１時限目	２時限目
国語 (45 分)	算数 (45 分)

○児童質問調査の実施日（４月 20 日～５月 10 日のうち事前に学校ごとに指定された１日）

任意の時間
児童質問調査 (20 分程度)

B．後日実施をする学校

通常実施期間又は予備日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった児童については、各教育委員会や学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体値及び都道府県等別の集計の対象からは除かれるが、採点の上、教育委員会・学校に調査結果を提供することとしている。

Aの通常実施期間又は予備日において、一部又は全ての調査（国語、算数、児童質問調査）を実施できなかった学校・児童は、実施できなかった調査のうち、国語と算数を４月 30 日～５月 10 日に行うことができるほか、児童質問調査については、事前に学校ごとに調整された調査実施日の翌日から５月 10 日に行うことができる。これらの調査については、自宅、病院、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことが可能となる。

(国語、算数)

日程	A 通常実施期間（４月 20 日～23 日） 予備日（４月 26 日～28 日）	B 後日実施期間（４月 30 日～５月 10 日）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

(児童質問調査)

日程	A 通常実施期間（４月 20 日～５月 10 日）	B（調査実施日翌日～５月 10 日）
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

（参考）特別日課等を編成する場合の時間割の例

各学校の実情に応じて特別日課等を編成する場合の時間割の一例を以下に示す。なお、以下の時間割はあくまで一例であり、特別日課等の編成を一律に求めるものではない。調査の実施順序や休憩時間等については、各学校の実情に応じて適切に設定することができる。

（1）教科に関する調査と児童質問調査を同一日に実施する場合

調査実施日（4月 20 日～4月 23 日のうち1日）

ログイン時間（15 分）	第 1 調査枠（50 分程度） 操作練習（5 分程度） 国語（45 分）	休憩（5 分）	第 2 調査枠（50 分程度） 操作練習（5 分程度） 算数（45 分）	休憩（5 分）	第 3 調査枠（20 分程度） 児童質問調査（20 分程度）

（2）教科に関する調査と児童質問調査を別日程で実施する場合

教科調査の実施日

（4 月 20 日～4 月 23 日のうち 1 日）

ログイン時間（15 分）	第 1 調査枠（50 分程度） 操作練習（5 分程度） 国語（45 分）	休憩（5 分）	第 2 調査枠（50 分程度） 操作練習（5 分程度） 算数（45 分）

児童質問調査の実施日

（4 月 20 日～5 月 10 日のうち 1 日）

ログイン時間（15 分）	第 3 調査枠（20 分程度） 児童質問調査（20 分程度）

2．中学校

A．通常実施をする学校

○調査実施日（4月 13 日～16 日のうち事前に学校ごとに指定された1日）

1時限目	2時限目
国語 (50 分)	数学 (50 分)

※中学校国語の音声問題では、文部科学省から配布するヘッドセットを使用いただくか、学校で保有するイヤホンや生徒個人が普段授業等で利用している使い慣れたイヤホンを使用いただくことも可能。上述の時間割モデルは、ヘッドセット・イヤホンを調査対象生徒全員分保有している場合の例であり、ヘッドセット・イヤホンの保有数や学校の実情に応じて、2グループ以上に分け、一方のグループが国語、他方のグループが数学を実施した後、教科を入れ替えるなど、柔軟に実施することも可能。

○生徒質問調査の実施日（4月 13 日～30 日のうち事前に学校ごとに調整された1日）

任意の時間
生徒質問調査 (20 分程度)

B．後日実施をする学校・生徒

通常実施期間又は予備日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、各教育委員会や学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体値及び都道府県

等別の集計の対象からは除かれるが、採点の上、教育委員会・学校に調査結果を提供することとしている。

Aの通常実施期間又は予備日において、一部又は全ての調査（国語、数学、生徒質問調査）を実施できなかった学校・生徒は、実施できなかった調査のうち、国語と数学を４月 22 日～５月 10 日に、生徒質問調査を事前に学校ごとに調整された調査実施日の翌日から５月 10 日に行うことができる。これらの調査については、自宅、病院、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことを可能とする。

（国語、数学）

日程	A 通常実施期間（４月 13 日～16 日） 予備日（４月 19 日～21 日）	B 後日実施期間（４月 22 日～５月 10 日）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

（生徒質問調査）

日程	A 通常実施期間（４月 13 日～30 日）	B 後日実施期間（調査実施日翌日～５月 10 日）
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

（参考）特別日課等を編成する場合の時間割の例

各学校の実情に応じて特別日課等を編成する場合の時間割の一例を以下に示す。なお、以下の時間割はあくまで一例であり、特別日課等の編成を一律に求めるものではない。調査の実施順序や休憩時間等については、各学校の実情に応じて適切に設定することができる。

（1）生徒質問調査を教科に関する調査と同一日に実施する場合

調査実施日（４月 13 日～４月 16 日のうち１日）

ログイン時間（15 分）	**第１調査枠（55 分程度）** **操作練習（5 分程度）** **国語（50 分）**	**休憩（5 分）**	**第２調査枠（55 分程度）** **操作練習（5 分程度）** **数学（50 分）**	**休憩（5 分）**	**第３調査枠（20 分程度）** **生徒質問調査（20 分程度）**

（2）生徒質問調査を教科調査と別日程で実施する場合

教科調査の実施日

（４月 13 日～４月 16 日のうち１日）

ログイン時間（15 分）	**第１調査枠（55 分程度）** **操作練習（5 分程度）** **国語（50 分）**	**休憩（5 分）**	**第２調査枠（55 分程度）** **操作練習（5 分程度）** **数学（50 分）**

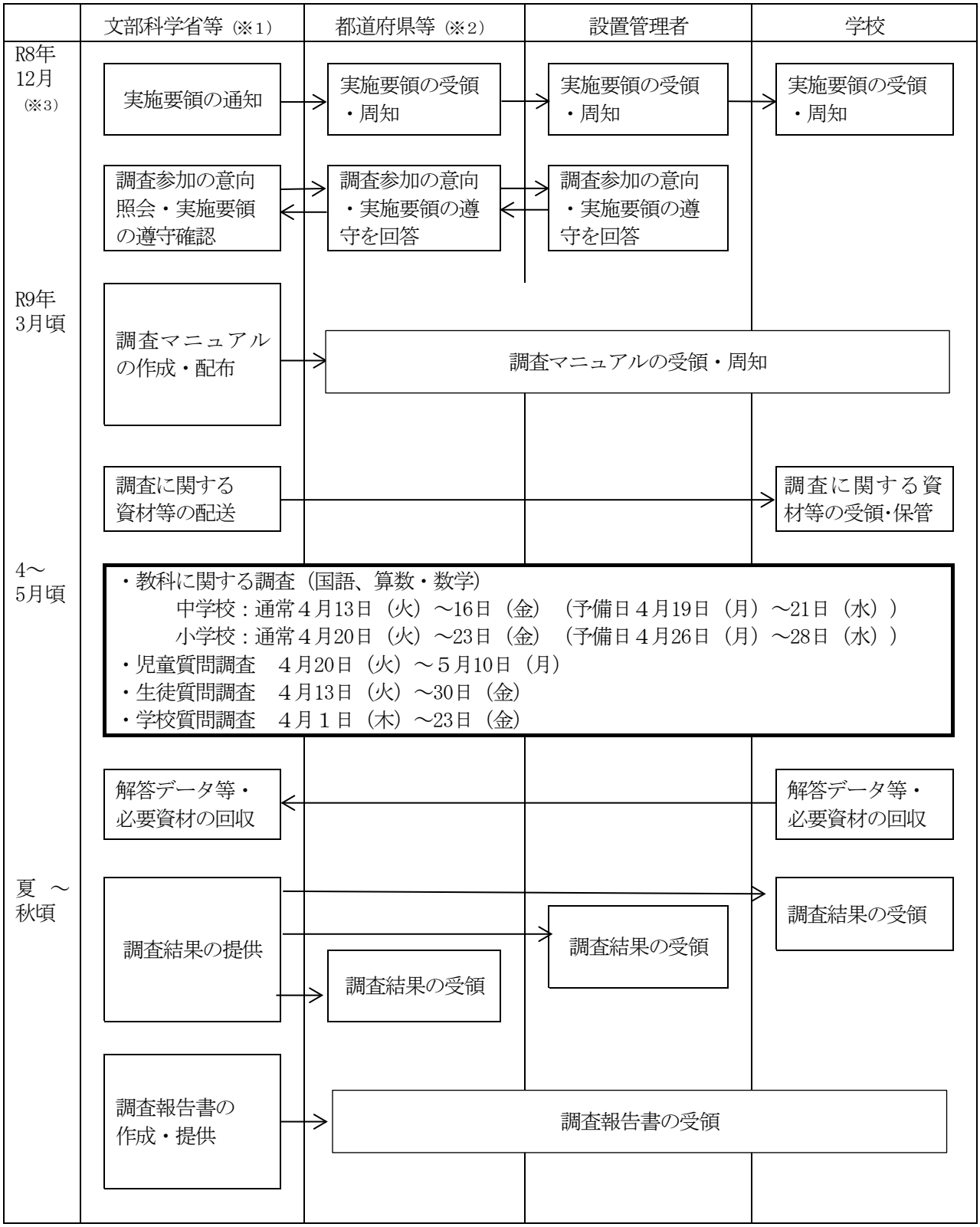
生徒質問調査の実施日

（４月 13 日～４月 30 日のうち１日）

ログイン時間（15 分）	**第３調査枠（20 分程度）** **生徒質問調査（20 分程度）**

（別紙２）

調査実施に向けた今後の主なスケジュール（予定）



※1　文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2　都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

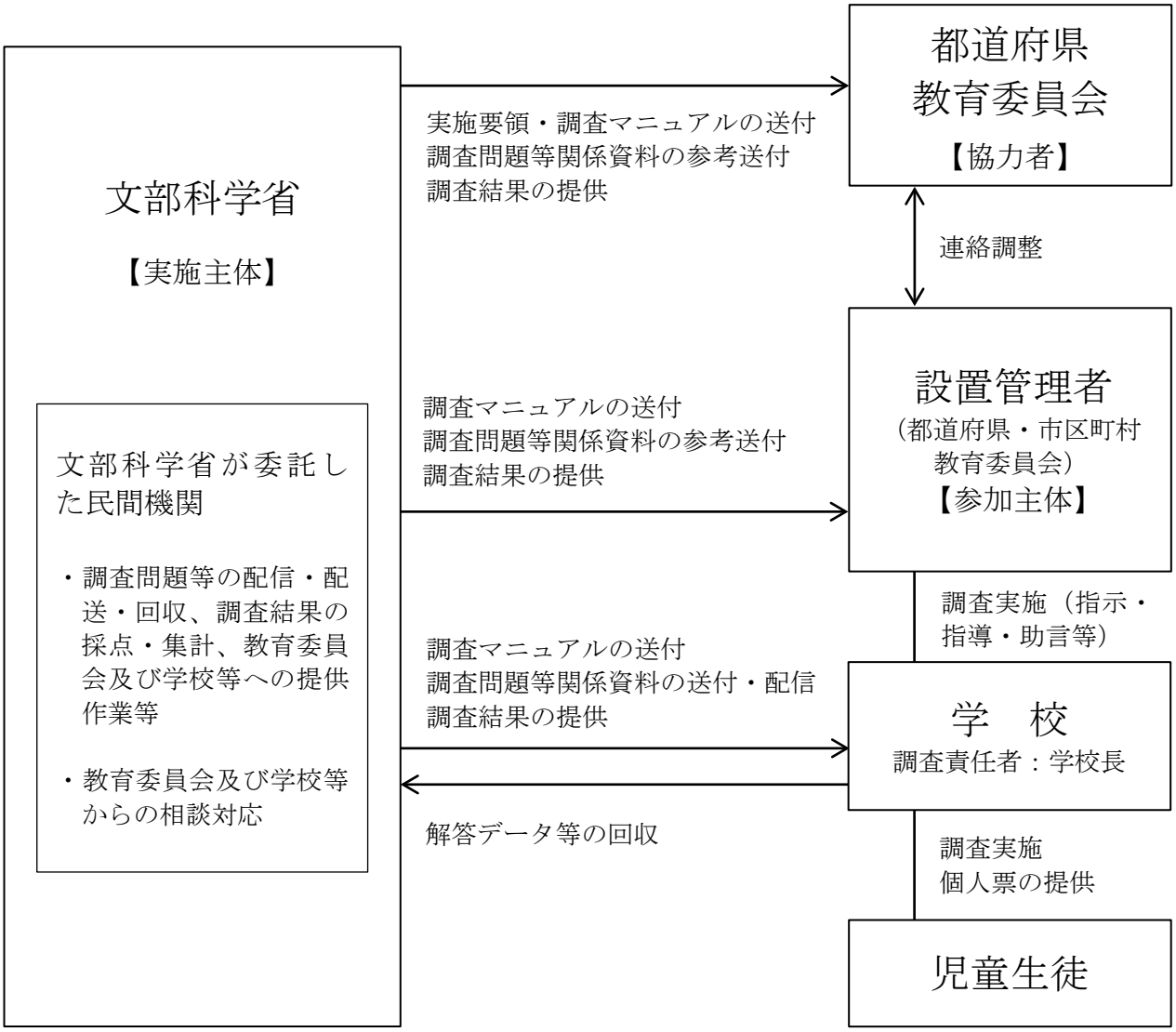
※3　学校の実施希望日は、令和９年１月から行う学校基本情報の確認等により把握し、２月頃に実施指定日を通知する予定。事前検証は２月から３月中旬を基本とする。

（別紙３）

調査の実施系統図

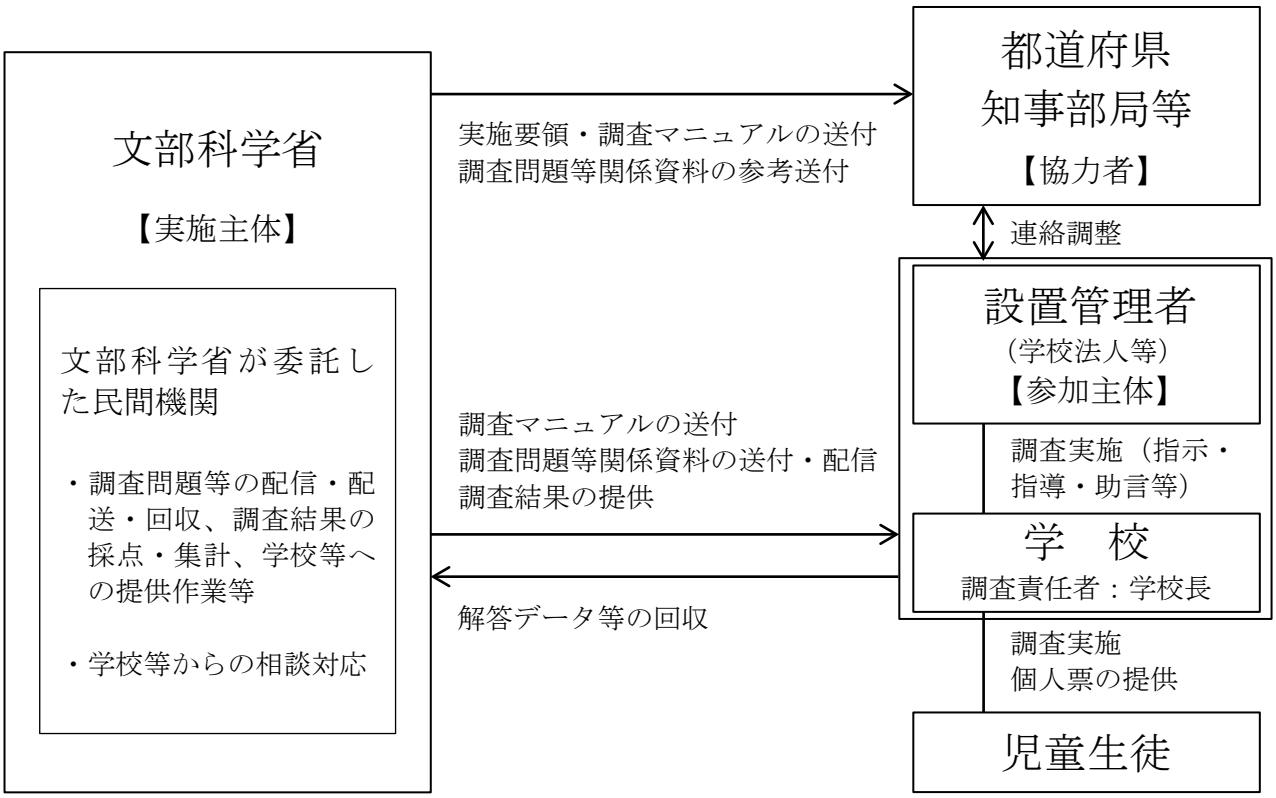
【①都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



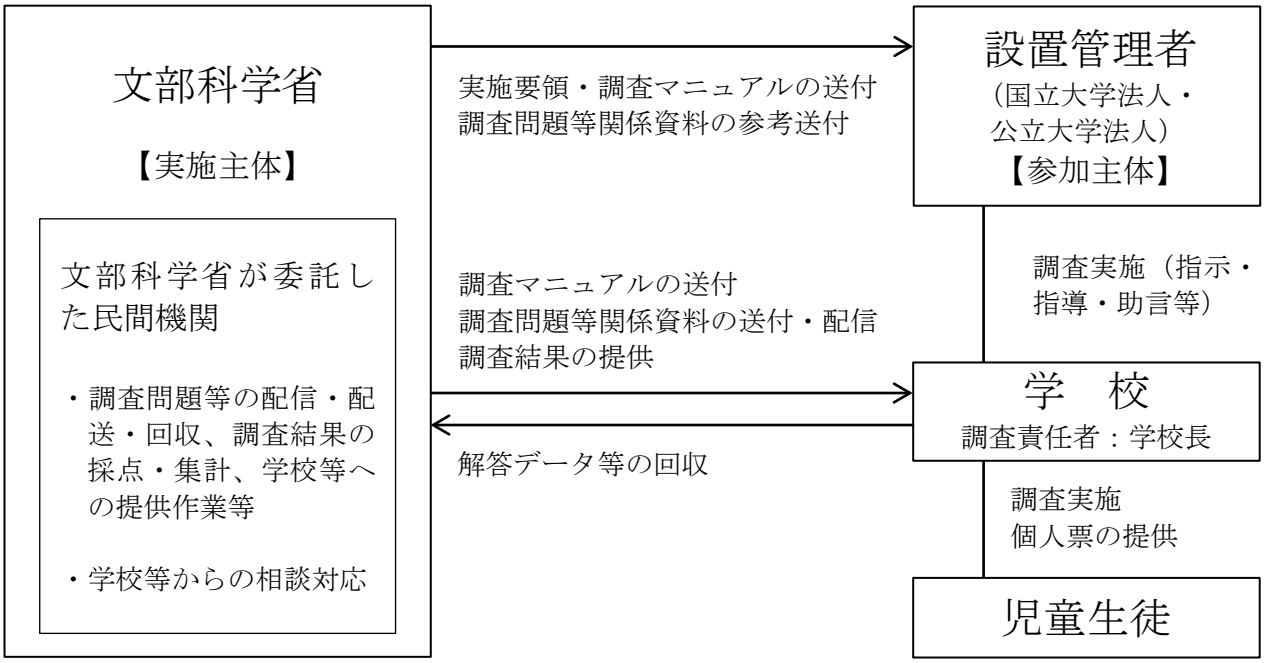
【②私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



【③国立大学附属学校、公立大学附属学校】

国立大学附属学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



（別紙４）

文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載			公表の区分				
			５．(2) ア（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況）	５．(2) ア(イ)都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）	５．(2) ア（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）が設置管理する学校全体の状況）	５．(2) ア（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）	５．(2) ア（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）※1
調査結果の内容	５．（１）ア（ア） ・各教科に係る IRT スコアの平均値、中央値、標準偏差等		○	○	○	○	○
	５．（１）ア（イ） ・右の欄のそれぞれを単位とした IRT スコア等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	－	－	－	－
		②都道府県教育委員会（指定都市を除く。）	○	－	－	－	－
		③指定都市教育委員会	○	－	－	－	－
		④市区町村教育委員会	○	－	－	－	－
		⑤学校	○	－	－	－	－
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
	５．（１）ア（ウ）及び（エ） ・各教科の公開問題の設問ごとの正答率等 ・各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合		○	○	○	○	－
	５．（１）イ（ア） ・児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況		○	○	○	○	－
	５．（１）イ（イ） ・児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の IRT スコア等との相関関係の分析		○	△ ※２	△ ※２	△ ※２	―

※１　地域の規模等に応じたまとまり（「大都市」（指定都市及び東京 23 区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分）における市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※２　都道府県ごと、都道府県（指定都市を除く。）ごと、指定都市ごとの児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の IRT スコア等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

（別紙５）

経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

１．調査実施日

令和９年５月 11 日（火）～28 日（金）の期間中、対象学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日（対象学校の事情に応じ、６月４日（金）まで実施可能）

２．時間割モデル

◆対象小学校（国語、算数）

任意の１時限
国語又は算数 （40 分）

◆対象中学校（国語、数学）

任意の１時限
国語又は数学 （45 分）

◆対象中学校（英語）

任意の２時限	
英語 「聞くこと」 「読むこと」 「書くこと」 （45 分）	英語「話すこと」（学校の状況に応じて、分散して実施）

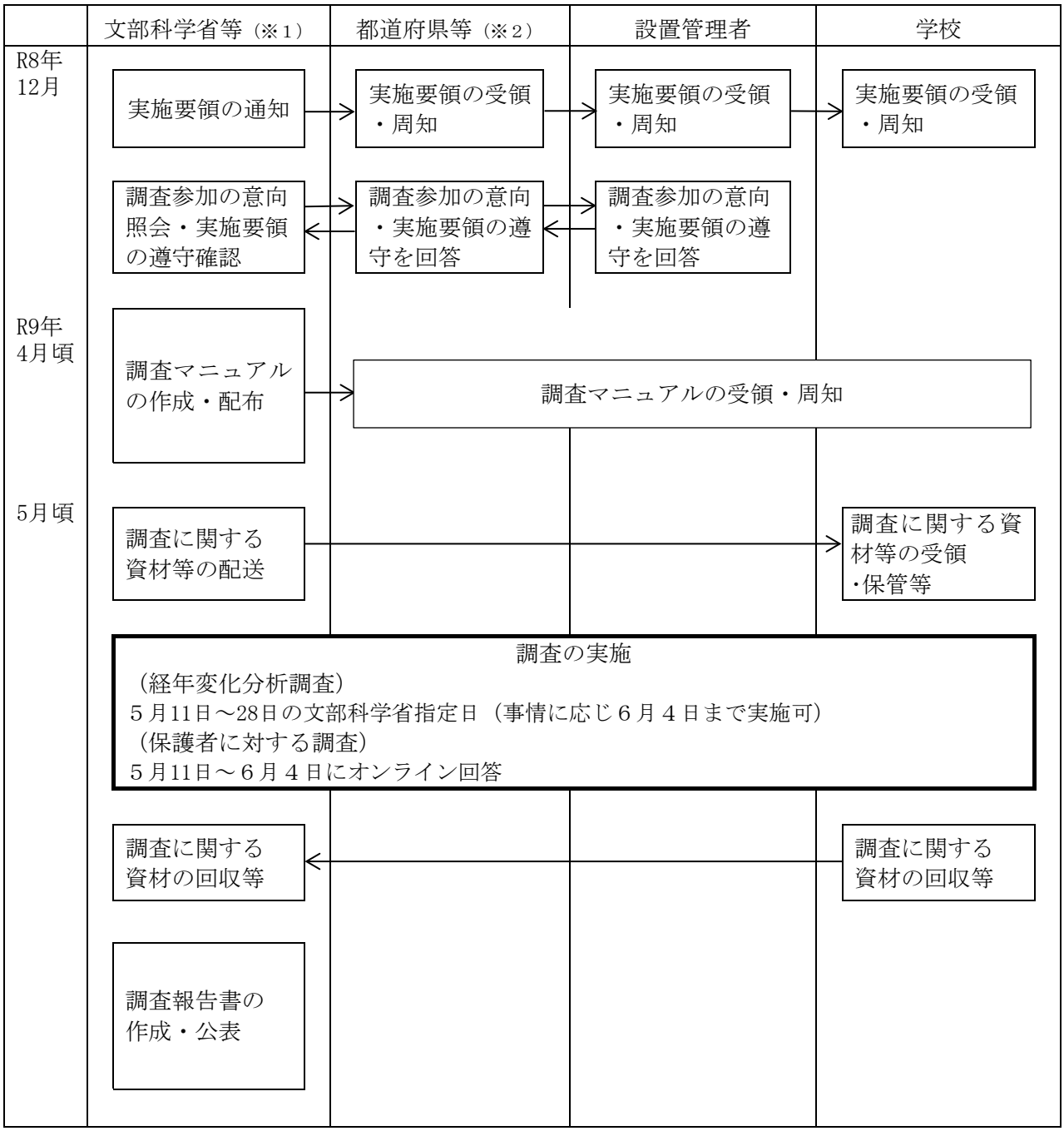
＜補足＞

※英語「話すこと」にかかる時間は、準備や移動を含み、標準的には 15～20 分程度。対象校全てオンライン方式で実施。

※「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、１学級を数回に分けて実施することを基本とする。

（別紙６）

経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に向けた今後の主なスケジュール（予定）



※１　文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

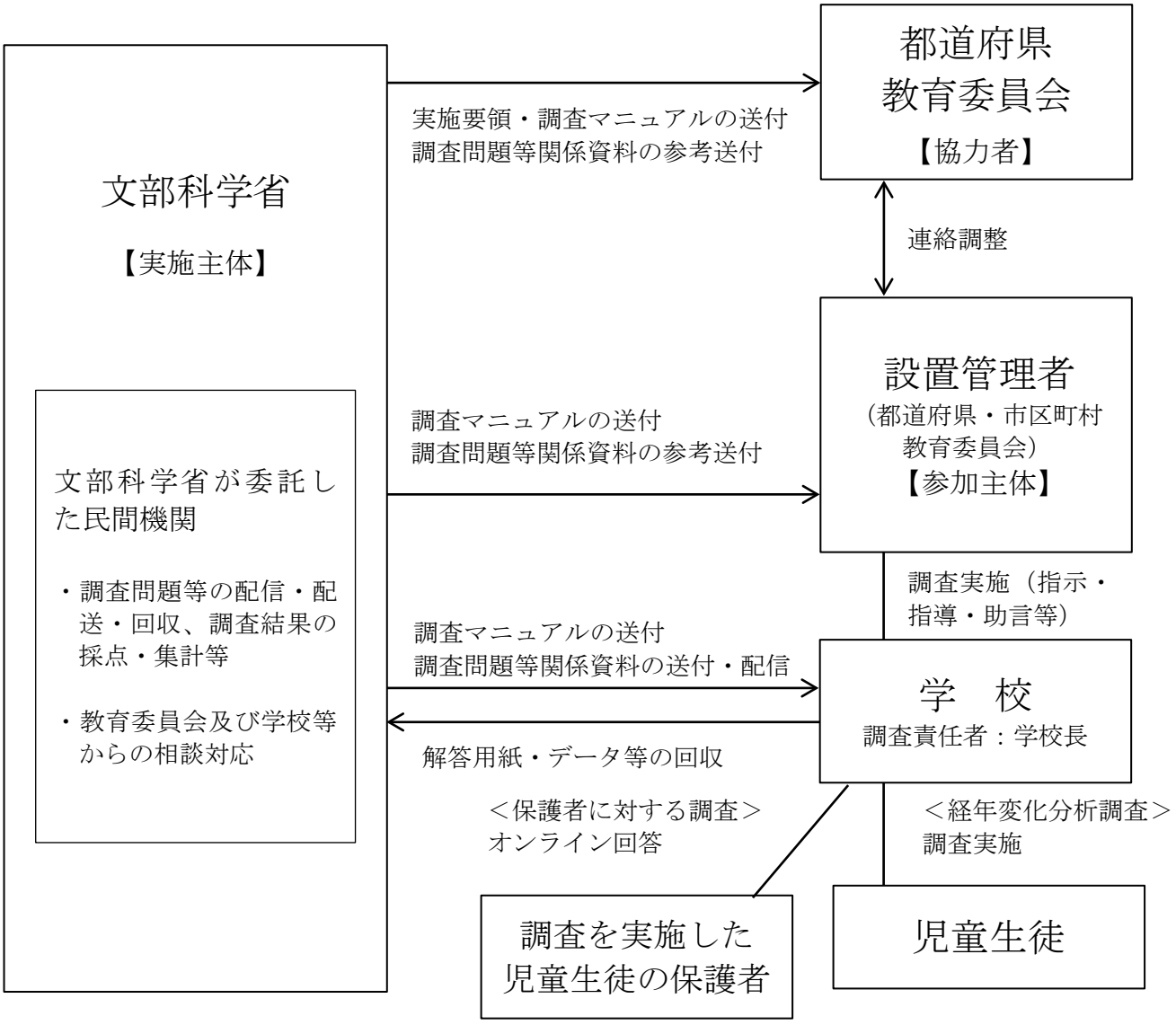
※２　都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

（別紙７）

経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図

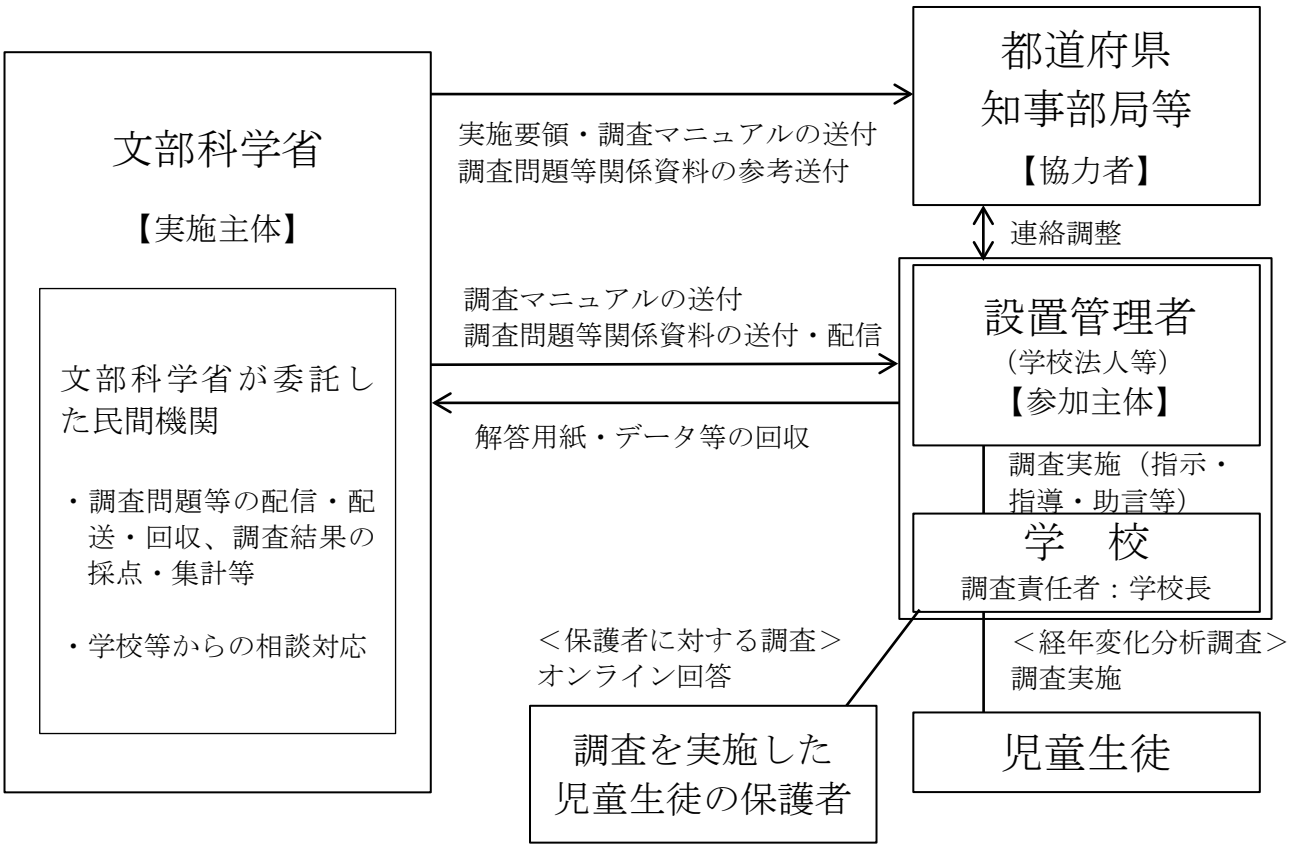
【①都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



【②私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



【③国立大学附属学校、公立大学附属学校】

国立大学附属学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。

